

昭和 57 年 6 月 14 日制定  
昭和 57 年 7 月 1 日施行  
昭和 61 年 9 月 26 日改定施行  
平成 7 年 4 月 1 日改定  
平成 7 年 11 月 7 日改定  
平成 7 年 12 月 1 日施行  
平成 8 年 10 月 17 日改定施行  
平成 9 年 5 月 21 日改定施行  
平成 16 年 10 月 8 日改定  
平成 17 年 1 月 1 日施行  
平成 18 年 2 月 18 日改定施行  
平成 19 年 7 月 10 日改定  
平成 20 年 1 月 1 日施行

## J A F 関東地域クラブ協議会規約

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協議会は、J A F 関東地域クラブ協議会（以下「J M R C 関東」という。）と称する。

(本部・事務局の所在地)

第 2 条 J M R C 関東の本部並びに事務局は、東京都に置く。

(目 的)

第 3 条 J M R C 関東は、J M R C 関東を構成する J A F 登録クラブ及び同団体、並びに J M R C 関東が承認したチームおよび個人間の融和を図り、モ - タ - スポ - ツの振興に寄与することを目的とする。

- 1 会員相互の親睦・協和
- 2 情報の相互提供
- 3 会員の互助扶助の確立と実施

### 第 2 章 活 動

(活 動)

第 4 条 J M R C 関東は、第 3 条の目的を達成するため、つぎに掲げる活動を行う。

- 1 J A F モータースポーツ部、J A F 関東本部等との連携のもとに行うモータースポーツの振興・普及・広報活動および J A F への各種提言、答申、調整の実施。
- 2 交通安全、環境対策、自動車安全対策等、各種対策への提言と研究、実施。
- 3 地域内における振興・普及・調整・交流・規制・統括等、必要とされる事業の推進。
- 4 モータースポーツ各種団体、他地域同種団体との交流・親睦。
- 5 第 5 条に定める支部間の交流。
- 6 登録会員に対する、後払慶弔見舞金制度の確立と実施。
- 7 登録会員に対するモータースポーツ登録身分証の発行と管理。
- 8 モータースポーツ参加者（ドライバー・競技役員等）及びインストラクターに係わる身分制度確立の為の施策の実施。

平成 19 年 7 月 10 日理事会承認

9 第 3 条の目的達成に必要な活動。

### 第 3 章 組 織

( 構 成 )

第 5 条 J M R C 関東は、関東甲信越地方における都・県を単位とする支部をもって構成する。

( 運 営 )

- 第 6 条
- 1 J M R C 関東は、別途理事及び監事選任規定より選任された理事により構成する理事会によって運営される。
  - 2 理事会は、規約の制定・改定、関連する重要事項等を協議し、本会の最高議決機関とする。
  - 3 常任理事会は、理事会の会務を速やかに執行する為に組織し、本会の最高執行機関とする。
  - 4 本協議会の日常業務の運営並びに緊急事項が発生した場合は、会長・副会長・理事長・監事が協議の上対応し、決定事項を常任理事会（理事会を含む）に報告する。
  - 5 J M R C 関東クラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議）では、年次の会計・活動の報告を行う。

( 役員およびその定数 )

第 7 条 J M R C 関東には次の役員を置く。

- 1 会 長 1 名
- 2 理 事 長 1 名
- 3 副会長 若干名
- 4 理 事 理事及び監事選任規定による。
- 5 常任理事 20 名以内
- 6 監 事 2 名

( 役員 の 選 出 )

第 8 条 役員 の 選 出 は 次 の と お り 行 う 。

- 1 会長は、理事会で互選する。
- 2 副会長は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 3 理事長は、副会長の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 4 監事は、別途定める理事及び監事選任規定による。

( 役員 の 職 務 )

第 9 条 役員 の 職 務 は 次 の 通 り と す る 。

- 1 会長は、J M R C 関東を代表する。
- 2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長欠員のとき、その職務を代行する。
- 3 副会長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長欠員のとき、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織する。
- 5 理事会の決議を速やかに執行するために、理事会は、常任理事を指名することができる。
- 6 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。
- 7 監事は、財産の状況および会務執行の状況を監査し、それらに不整の廉あることを発見したときは、理事会にこれを報告する。

( 役員 の 任 期 )

平成 19 年 7 月 10 日理事会承認

- 第 10 条 1 役員の任期は 1 年とする。但し、重任を妨げない。
- 2 補充、又は増員によって就任した役員の任期は、他の同職の役員の任期と同時に終了する。
- 3 役員は、任期終了後も、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

( 解 任 )

- 第 11 条 役員として不適当と認められる事由が生じたとき、会長は、理事会の決議に基づき、また、支部選出の役員の場合は、当該支部の了承を得て解任することが出来る。

#### 第 4 章 会 議

( 会 議 )

- 第 12 条 会議は次の通りとする。
- |   |       |                                      |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 代表者会議 | 年間最少 1 回開催                           |
| 2 | 理 事 会 | 年間最少 1 回開催                           |
| 3 | 常任理事会 | 原則として 2 ヶ月に 1 回、もしくは必要と認めた場合<br>随時開催 |
| 4 | 専門部会  | 部会長が必要と認めた場合随時開催                     |
| 5 | 専門委員会 | 委員長が必要と認めた場合随時開催                     |
| 6 | 特別委員会 | 常任理事会において必要と認めた特別項目に応じて<br>随時開催      |

( 代表者会議 )

- 第 13 条 代表者会議は、会長が招集し議長となる。

( 理事会並びに常任理事会 )

- 第 14 条 理事会並びに常任理事会は、会長が招集し議長となる。  
理事会並びに常任理事会は、その下部機関として、専門部会、専門委員会並びに特別委員会を設けることが出来る。

( 理事会並びに常任理事会における議決 )

- 第 15 条 理事会並びに常任理事会は、委任状を含めて過半数の出席により成立し、出席理事の過半数で決する。  
可否同数の時は、議長が決する。

( 専門部会、専門委員会並びに特別委員会 )

- 第 16 条 J M R C 関東に、専門の部会、委員会並びに特別委員会を置くことが出来る。
- |   |   |
|---|---|
| 1 | 部会は、レ - ス部会、ラリ - 部会、ジムカ - ナ部会、ダ - トトライアル部会、ヒストリックカ - 部会の 5 部会とする。 |
| 2 | 財務委員会及び総務委員会の 2 委員会を常設の委員会とする。                                    |
| 3 | 特別委員会は、理事会もしくは常任理事会において、対処すべき事由が起きた場合に組織され、目的達成までの期間限定の委員会とする。    |
| 4 | 各委員会の委員は、いずれも定数 10 名以内とし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。                       |
| 5 | 各委員会は、理事会より委任された役務につき執行し、理事会の承認を得る。                               |
| 6 | 部会並びに委員会の役務は、別に定める。   |

( 議事録 )

第 17 条 議事録には議長が署名し保存する。

第 5 章 会員構成及び資格

( 会員 )

第 18 条 会員は次の 2 つとする。

- 1 団体正会員 J A F 登録クラブ・団体、J M R C 関東承認チーム  
J A F 公認団体  
J A F 加盟団体  
J A F 準加盟団体  
J A F 公認クラブ  
J A F 加盟クラブ  
J A F 準加盟クラブ  
J M R C 関東承認チーム
- 2 賛助会員 モータースポーツ関係会社・関係団体

( 会員の義務と権利 )

- 第 19 条 1 会員は、会費及び対象登録料を J M R C 関東に対して支払わなければならない。
- 2 会員は、細則に定める後払慶弔見舞金制度を利用することができる。会員は後払慶弔見舞金対象者のリストを登録することが出来る。但し、支払い対象者は事前に登録された者とする。
- 3 会員は、後払慶弔見舞金制度の分担金を負担する義務を要する。第 23 条による後払慶弔見舞金支払いが生じた時、支払い事項発生確認時の J M R C 関東登録クラブ、チーム及び団体からの登録人数全員を分母とし、クラブ、チーム及び団体からの登録人数の構成比で按分し、その都度、後払慶弔見舞金を分担するものとする。

( 適用資格の有効期間 )

- 第 20 条 1 前 1 8 条 1 項・2 項の適用資格有効期間は、加入日よりその年の 1 2 月 3 1 日までとする。但し、次年度、J M R C 関東に加盟手続きを完了する間を有効猶予期間とする。最大猶予期間は、当該年度 3 月末とする。前条 3 項の有効期間は、該当競技会開催期間限定とする。
- 2 加盟日とは、当該クラブ・団体・チームより、J M R C 関東事務局に、申込みを送付し、入金された時とする。
- 3 前年度分担金未払いの場合は、加盟申込みを受付けることができない。

( 会費及び対象者登録料 )

第 21 条 会費、及び対象者登録料は次の通りとし、会員は J M R C 関東に対して支払わなければならない。入金を確認した上で、加盟及び登録受付とする。

- |   |       |              |             |
|---|-------|--------------|-------------|
| 1 | 団体正会員 | J A F 公認団体   | 3 0 万円 / 年間 |
|   |       | J A F 加盟団体   | 1 5 万円 / 年間 |
|   |       | J A F 準加盟団体  | 1 0 万円 / 年間 |
|   |       | J A F 公認クラブ  | 1 0 万円 / 年間 |
|   |       | J A F 加盟クラブ  | 3 万円 / 年間   |
|   |       | J A F 準加盟クラブ | 1 万円 / 年間   |

平成 19 年 7 月 10 日理事会承認

- JMRC 関東承認チーム 1 万円 / 年間(入会金 5 千円)
- 2 賛助会員 一口 10 万円 / 年間
  - 3 後払慶弔見舞金制度対象者登録料 1 千円 / 一人・年間
  - 4 細則第 6 条によるワンイベント見舞金準登録料  
1 千円 / 一人・回

## 第 6 章 後払慶弔見舞金制度

(対象)

第 22 条 本制度は、JMRC 関東加盟申請届と会費、及び対象者のリストと登録料を事務局に提出した事により利用対象となる。

(相互互助に関する事項)

- 第 23 条 1 登録対象者が、  
J A F 公認競技会  
J A F 届出クローズド競技会  
J A F 認定 A 級ライセンス講習会
- 2 JMRC 関東が JMRC 全国の会員として、JMRC 共同共済規程第 9 条により関東分担分を支払う場合、分担金によって支払う。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

第 24 条 本協議会の事務を処理するため事務局を置く。事務局は常任理事会において選任された事務局長をもって代表とする

## 第 8 章 会費および会計

(事業年度)

第 25 条 JMRC 関東の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(会費の使途)

- 第 26 条 会費は、下記のとおり、本協議会の運営費として使用する。
- 1 団体正会員及び賛助会員の会費は次の経費に充てられる。
    - ・ 第 4 条に定める活動に必要な経費
    - ・ JMRC 関東各支部運営費
    - ・ JMRC 関東部会補助金
    - ・ JMRC 関東事務局経費
    - ・ その他、財務委員会で審議され常任理事会で承認された経費
  - 2 団体正会員会費の内 50%を支部の運営費に充当する。  
なお、運営費の配分は各支部の所属クラブ・団体数によって割り当てる。
  - 3 会費の残金は、翌年度に繰り越すものとする。

(会費の管理)

第 27 条 JMRC 関東の会費は、会長が管理し、その方法については、理事会の定めるところによる。

(監査)

第 28 条 会長は、事業年度の終了後、会費について監事の監査を受けなければならない。

平成 19 年 7 月 10 日理事会承認

## 第 9 章 規約の改定

(規約の改定)

第 29 条 本規約の改定は、理事会における過半数による議決を必要とする。

## 第 10 章 細 則

(細 則)

第 30 条 本規約に定めるものの他、J M R C 関東の事業の運営上必要な細則は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

以上